

第 9 章

放流水の排出基準

1. 排水基準

東部終末処理場の放流水には、下水道法第8条の規定による技術上の基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準が適用される。

また、一日市、豊崎、市野沢、島守地区農業集落排水処理施設の放流水には、水質汚濁防止法の規定による排水基準が適用される。

- (1) 下水道法による放流水の水質の技術上の基準（下水道法施行令第6条第1項、第2項）

表－1

水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	15mg/L以下 (雨天時40mg/L以下)
浮遊物質量	40mg/L以下
大腸菌群数※1	3,000個/cm ³ 以下※1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	10mg/L以下（動植物油脂類）※2
フェノール類含有量	1mg/L以下 ※2

※1 令和7年4月1日以降は、大腸菌数（基準値：800CFU/mL以下）が適用となる。

※2 下水道法施行令第6条第3項により上乗せ排水基準が適用になる。

- (2) 水質汚濁防止法による排水基準

東部終末処理場及び一日市、豊崎、市野沢、島守地区農業集落排水処理施設は、水質汚濁防止法で定める特定事業場に該当し、放流水質は同法第3条による排水基準（一律基準 表－2、上乗せ排水基準 表－3）によって規制される。なお、東部終末処理場は海域放流のため化学的酸素要求量（COD）の排水基準が適用され、一日市、豊崎、市野沢、島守地区農業集落排水処理施設は河川放流のため生物化学的酸素要求量（BOD）の排水基準がそれぞれ適用になる。

表－２ 一律排水基準

項 目		許 容 限 度
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6（海域：5.0～9.0）
	生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均120mg/L）
	化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均120mg/L）
	浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均150mg/L）
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油）	5mg/L
	〃（動植物油脂）	30mg/L
	フェノール類含有量	5mg/L
	銅含有量	3mg/L
	亜鉛含有量	2mg/L
	溶解性鉄含有量	10mg/L
	溶解性マンガン含有量	10mg/L
	クロム含有量	2mg/L
	大腸菌群数※1	日間平均3,000個／cm ³ ※1
有 害 物 質 項 目	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
	シアン化合物	1mg/L
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
	鉛及びその化合物	0.1mg/L
	六価クロム化合物	0.2mg/L
	砒素及びその化合物	0.1mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
	トリクロロエチレン	0.1mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L
	ジクロロメタン	0.2mg/L
	四塩化炭素	0.02mg/L
	1，2－ジクロロエタン	0.04mg/L
	1，1－ジクロロエチレン	1mg/L
	シス－1，2－ジクロロエチレン	0.4mg/L
	1，1，1－トリクロロエタン	3mg/L
	1，1，2－トリクロロエタン	0.06mg/L
	1，3－ジクロロプロペン	0.02mg/L
	チウラム	0.06mg/L
	シマジン	0.03mg/L
	チオベンカルブ	0.2mg/L
	ベンゼン	0.1mg/L
	セレン及びその化合物	0.1mg/L
	ほう素及びその化合物	10mg/L（海域：230mg/L）
	ふっ素及びその化合物	8mg/L（海域：15mg/L）
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
	1，4－ジオキサン	0.5mg/L

※1 令和7年4月1日以降は、大腸菌数（日間平均800CFU/mL以下）が適用となる。

表－３ 上乗せ排水基準（昭和48年３月30日 県条例第3号 抜粋）

（単位：mg／L）

工場または事業場の区分	豚房施設に係るもの	食料品製造業に係るもの（一）			食料品製造業に係るもの（二）	パルプ製造業に係るもの	紙製造業及び紙加工品製造業に係るもの	化学品肥料製造業に係るもの	鉄鋼業非鉄金属製造業及び金属製品製造業に係るもの	ガス供給業に係るもの	旅館業に係るもの（十）	と畜業に係るもの	し尿処理施設に係るもの	下水道終末処理施設に係るもの	その他のもの（畜房施設に係るもの、旅館業に係るもの及び工場又は事業場に係る汚水等を処理するものは除く。）
		冷凍すり身製造業及び生すり身製造業に係るもの	蒸りゅう酒、混成酒製造業、魚粉飼料製造業（フィッシュソリユブル製造業を含む。）及び有機質肥料製造業に係るもの	酒製造業、魚粉飼料製造業（フィッシュソリユブル製造業を含む。）及び有機質肥料製造業に係るもの	その他のもの										
許 容 限 度	生物化学的酸素要求量（BOD）	160 (120)	130 (100)	130 (100)	130 (100)	30 (20)	40 (30)	30 (20)	30 (20)	30 (20)	60 (50)	80 (60)	40 (30)	30 (20)	60 (50)
	化学的酸素要求量（COD）	160 (120)	100 (80)	100 (80)	100 (80)		40 (30)	30 (20)	30 (20)	30 (20)	50 (40)	50 (40)	40 (30)	30 (20)	60 (50)
	浮遊物質（SS）	200 (150)	150 (120)	150 (120)	150 (120)	40 (30)	40 (30)	60 (50)	40 (30)		40 (30)	60 (50)	80 (60)	80 (60)	80 (60)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂含有量）		20		10						10			10	10
	フェノール類含有量									1	1			1	1
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	(3000)													

（適用範囲）

上乗せ基準は、奥入瀬川河口左岸（上北郡おいらせ町新田18番4地先）から鯨岬北端（八戸市大字鯨町字小舟渡平10番地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域に排出される水に適用する。

- 備考
- この表の（ ）内の数値に係る許容限度は、1日に排出される水の平均的な汚水状態について定めたものである。
 - 食料品製造業に係るもの（二）は、新井田川の長館橋より下流及びこれに流入する公共用水域（八戸市の区域に限る。）に水を排出する工場・事業場（昭和52年1月12日現在、現に特定施設を設置しているもの、及び当該設置の工事に着手しているものを除く。）から公共用水域へ排出される水について適用する。
 - 食料品製造業に係るもの（一）はこの上乗せ基準が適用される公共用水域のうち、食料品製造業に係るもの（二）に係る公共用水域を除く公共用水域へ排出される水について適用する。
 - 上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50m³以上のものについて適用する。ただし、豚房施設については、1日当たりの平均的な排水水の量が50m³未満のものについて適用する。
 - BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域へ排出される水に限って適用する。CODは、海域及び湖沼に排出される水に限って適用する。